

[最優秀賞]

指名手配・逃亡生活を経て 再度の執行猶予を得た事例

折戸誠子 第一東京弁護士会・65期

事案の概要

1 被疑事実は建造物侵入・窃盗

本件は、私が弁護士登録をして初めて被疑者国選で受任した事件である。事件の概要は次のとおりである。

被疑者(Aさん)は、20代前半の男性である。本件は、Aさんが、自分が以前アルバイトをしていた漫画喫茶に客のフリをして電話をかけて、「昨日利用した者だが、非常階段を少し降りたところに財布を落としたかもしれないので、見てきてほしい」と店員に依頼し、店員が非常階段から出て行く様子をすぐ上の階の踊り場から確認した上で、店員と入れ違いに非常ドアから店内に入り、内鍵をかけて店員が戻ってこられないようにした上で、閉め出されたことに気づいた店員が正面のエレベーターを使って上がってくるのをエレベーターの階数表示を見て確認しつつ、素早くレジから現金約16万円を盗み、内鍵を開けて非常階段から立ち去ったという建造物侵入窃盗の事案である。

Aさんは、犯行前に下見をして店内に設置されていた防犯カメラにたびたび映っていたため、元従業員のAさんが犯人であることがすぐに発覚した。Aさんは素直に犯行を認めたため在宅扱いとなったものの、すぐに行方をくらましてその後1年半もの間逃亡生活を送っていたため指名手配されるに至り、ついに、逃亡先の職場近くの飲食店から出てきたところを4人の警察官に囲まれ、「A君だよな? なんでも来たかわかるよね?」と尋ねられて「はい」と答えるや逮捕されてしまったのである。

2 初回接見で執行猶予中ということが発覚

勾留後、被疑者国選弁護人として初回接見に行っ

た。すると、Aさんは、約3年半前に危険運転致傷罪で懲役1年、4年間執行猶予の判決を受けており、まだ執行猶予期間中であった。犯行内容は、薬物(違法薬物ではなく、睡眠導入剤など)を服用し、眠くなるのを我慢して運転するのが快感であるという理由で、眠気をこらえてギリギリまで運転していたら居眠り運転をしてしまい、タクシーに追突してドライバーに怪我をさせてしまったというものであった。

その上、約2年前に窃盗で罰金30万円の刑を受けており、さらに、本件は前回の窃盗で罰金刑に処せられてからわずか半年後の犯行であった。

正直なところ、実刑しかないのかなと思った。しかし、接見を重ねるにつれて、Aさんを刑務所に行かせるのではなく、なんとしても社会内で更生させるべきだという思いが強くなり、再度の執行猶予判決を目指すことにした。

弁護のポイント——被疑者段階

1 家族に連絡

私は、まず被害会社と示談をしようと思ったが、Aさんの所持金が90円しかなかったため、Aさんの実家(京都)に電話をした。お母さんが出たが、かなり淡々としており、「あの子にはこれまでいくらお金を渡したかわからない。何度も犯罪を行って、罰金も示談金も払ったし、裁判で情状証人にもなった。正直もう関わりたくないで刑務所に行ってくれればいいと思っている。お金を出す気もないし、二度と電話してこないでほしい。父親も同じ気持ちである」と言われてしまった。

2 雇用主に連絡

次に、Aさんが現在働いている職場の上司でもあ

り、雇用主でもあるBさんに電話をした。Aさんは逃亡中、以前からの知り合いであったBさんを頼り、Bさん宅に住み込みで働いていた。仕事内容は、ホストやキャバクラ嬢やその客らを対象とした生放送番組を制作・放送するスタジオの機材担当という専門知識を必要とするものであった。Bさんは、Aさんが罪を犯して逃亡していたことや、警察に追われていたことなどをまったく知らなかったので、裏切られた気持ちで複雑だと言っていたものの、「Aのためにできることは協力したい。スタジオはまだ赤字であるが、16万円をなんとか用意して立て替えて」と申し出てくれた。

Aさんは、気持ちは嬉しいがBさんに迷惑をかけたくないから辞退したいと言いつつ出した。しかし、示談が成立すれば不起訴処分になる可能性もあり、Aさんの心も揺れ動いていたようで、しばらく迷っている様子であった。とはいえ、Bさんは、とにかく被害会社と示談の話を進めてほしいとのことであったし、Aさんも最終的にはBさんに立て替えてもらい、後で返していくと決意した。

3 被害会社に連絡

被害会社である漫画喫茶に電話をかけて、謝罪をしたいと申し入れたものの、当時の店長はとくに異動になり、現在の店舗に当時のことを知る従業員が誰も残っていなかったため、なかなか話が進まず、担当者から連絡をさせますと言われたさき音沙汰がなかったので、直接店舗に行ってみた。すると、本社の担当者の連絡先を教えてもらうことができたので、さっそく連絡をとり、直接本社で会ってもらえることになった。私としては、被害会社の本社に向かい際に、Bさんから預かった被害弁償金を提示して、示談を進めたいと思っていた。

4 被害弁償金が用意できなくなった

ところが、直前になって、Aさんの友人からBさんに電話があり、「Aさんにはほかにも余罪があって被害届が出ているようだ」ということを聞いたBさんは、そういうことであれば、今回なんとかかき集めて弁償金を出したとしても、別件で逮捕されたら結局不起訴にならず、弁償金が無駄になるかもしれないと考え、Aさんに事情を聞くため面会に行った。Aさんは

余罪を否定したものの、やはり迷惑をかけたくないという理由でその場で正式にBさんからの申出を断ってしまった。

このような経緯で、結局弁償金を用意することはできなかったものの、Bさんは、自分で働いて盗んだお金を返したいというAさんの気持ちを尊重して、連帯保証人になると言ってくれた。さらに、Bさんは身元引受書を書いてくれた上、Aさんがこれまで真面目に働いていたことや、Aさんに早く戻ってきてほしいこと、今後も監督していく所存であるという内容の上申書を手書きしてくれた。

また、Bさんとスタジオを共同経営しており、AさんやBさんと一緒に働いているCさんも、同様の上申書を手書きしてくれた。

5 謝罪文や反省文等の作成

ところで、私は2日に1回接見に行っていたのであるが、その都度、お店に対する謝罪文、両親に対する謝罪文、雇用主に対する謝罪文、自分の人生を振り返っての回顧録のような反省文などを書くように宿題を出していた。Aさんは、「小学校もまともに行っておらず、ほとんど漢字も書けないんですが」などと言いつつながらも、辞書を引きつつ毎回きちんと宿題をこなしていた。とくに、生放送番組の機材を担当していたAさんが突然いなくなり、次回放送までにどうすればいいかと困り果てていたBさんらのために機材の使い方やパソコンのソフトの操作方法などを図入りで細かく説明した説明書は、素人が見てもよくわからないものの、Bさんら関係スタッフにとっては非常に役に立ったらしく、なんとか生放送は行えたということであった。

6 被害会社の本社を訪問して余罪発覚

結局弁償金を用意することはできなかったものの、謝罪の意思を伝えるべく、予定どおり本社を訪問した。本件の担当者は、Aさんの採用面接も行った方で、ショックを受けていた。事件当時は、社内でもかなり問題になり、連日会議を開いてAさんに対してどのような対処をするか、被害届を出すか、損害賠償請求をするかも含めて相当忙しい日々を送ったそうで、大変迷惑しているとのことであった。しかも、当時Aさんの叔父を名乗る人物から示談の申入れがあ

り、待っていたのにすっぱかされたこともあったらしく(これは以下で登場するD君の仕業だった)、相当な悪印象を持たれていた。

私は、まず本人が深く反省しており、謝罪したいと述べている旨を伝えた上、これまでAさんが書いたすべての謝罪文や反省文等をお見せした(Aさんには事前に許可をもらっていた)。担当者は、その場でそれらすべてを読み、「一応反省はしているようですね。これ全部ください」と言ってくれた。そして、事件当時作成していたというAさんに対する請求書や連帯保証人の差入書などを渡された。そこに記載されていた金額が、本件被害金額より約4万円多かったので、なぜかと思っていると、「Aさんは店舗に3回盗みに入りましたよね? 聞いてませんでした?」と言われた。私は、余罪についてAさんに何度も何度も確認して、そのたびにAさんがほかにはないと言っていたので、余罪があることを被害会社から聞かされたことに対してショックを覚えたが、担当者は「3回ともすべて含めて20万円弱を弁償してほしい」とのことであったので、Aさんは現在お金がなくて今すぐには弁償できないこと、本人は分割でも自分で返したいと言っていることを伝えると、「被害金の弁償は断るつもりもないし、分割にも応じるが、それで宥恕文言付きの示談書を書けるかという、社内の決裁が下りるかかわからないので検討します」とのことであった。1円も持たずに来た私の話に最後まで丁寧に耳を傾けてくれた担当者には本当に感謝の気持ちでいっぱい、非常に申し訳ない気持ちのまま本社を後にした。

ちなみに、その後Aさんにあらためて余罪のことを聞いたら、恥ずかしくて本当のことが言えなかったということであった。初の刑事弁護で私も経験が乏しく、あれだけ何度も聞いて、自信を持って余罪はないと言われていたので信じてしまっていたが、安易に信用しないこと、そうは言っても被疑者を信じたり被疑者の言葉に耳を傾けたりすることは大切なので、そのさじ加減が難しいということ、身をもって経験できた。

7 検事との面談

結局示談ができずに勾留満期間際まで来てしまったが、不起訴の意見書を持って検事に会いに行った。検事は、「これ示談もできてなくて事案も悪質で。逃

亡もしてて。起訴せざるをえない事件だということはわかってもらえますよね?」と言ったものの、私が初めての刑事弁護で無駄に長い意見書を持ってきていたので、「一生懸命書いたんだろうから後でじっくり読ませていただきますよ」と言って、今からでもいいから示談をするように勧めてきた。私は、とにかく努力をしてみることに、示談の進捗状況を連絡することを伝えて検事面談を終えた。

そして数日後、Aさんは起訴された。

弁護のポイント——被告人段階

1 京都の両親のもとへ

示談についてはギリギリまで模索していた。公判まであと1週間というところまで来ていた。とにかくお金がないので、もうこうなったらやはり両親のところへ行行って頼むしかないと思った。以前、もう二度と電話してこないでほしいと言われていたので、電話でアポイントをとろうとしても断られるのが関の山だった。そこで、無謀だとは思ったものの、アポなしで京都に行く決心をした。

当日は、あいにく大嵐で新幹線も止まるほどの悪天候だった。それでもなんとか京都に辿り着き、バスを乗り継いでAさんの実家に向かった。インターホンを鳴らすと、あのお母さんが出てきた。「あらまあ、ここで弁護士さんのお出ましですかいな」と言われ、戸口で淡々と天気の話などとりとめのない話をしていたが、しばらくしてお父さんが会ってくれることになった。

お父さんは、Aさんを甘やかして育ててしまったことを後悔していた。今までAさんが何をしても尻ぬぐいをしてきたことで逆に駄目になってしまったと思い、今回は自分のしたことを自分で償うのがAさんのためになると考えていた。しかし私は、今回はAさん自身が刑務所に行くと言っており、本当に反省していること、現にBさんからの弁償金立替えの申出を断ったこと、一度は逃亡したものの、その1年半は初めて1カ所で真面目に働き続けたことなどを報告した上で、刑務所に行ったからといって更生できるとは限らないこと、逆に悪い仲間と知り合って取り返しがつかないことになる危険性もあること、今ならBさんのもとの働き、住むところもあること、示談が成立すれば再度の執行猶予を得る可能性が1%くらいはあるかも

しれないが、示談ができなければほぼ100%刑務所に行くだろうということなどを説明した。その際、Aさんが書いた手紙類をすべて見せたところ、「ここ数年何をやってたかもわからなかったが、自分なりに頑張っておったんやなあ」と目を細め、「もう1回だけ騙されてみましょうかね」と言ってくれた。

最後にAさん宅を出るとき、「何かAさんに伝えることはありますか」と聞いた。すると、お父さんは少し考えて、「じゃあ、こう言つといてください」と言った。「帰ってくるところはあるんやと」。お母さんは、「いつまでたつても子どもは子どもですからねえ」と言った。私は、このお父さんとお母さんの言葉を早くAさんに伝えたいと思った。

2 ようやく示談

東京へ帰り、お父さんから20万円が振り込まれているのを確認して、すぐに私は被害会社の担当者に弁償したい旨を伝え、アポイントをとった。そして宥恕文言と精算条項付きの合意書を作成した。しかし、担当者は宥恕文言付きの合意書を交わすことについて、どうしても決裁が下りないと言う。何度もメールで文言を修正し、お互いに譲れるラインの書き換えが続いた。とはいえ、合意書をいただけるだけでもありがたいので、最終的には被害会社主導で文言を決めるほかなかった。

約束の日、本社に赴いて被害会社の会社印が押された合意書を見ると、宥恕文言こそなかったものの、精算条項はあり、その上、「Aの今後の更生を期待する」との一文が添えられていた。担当者は、「これがギリギリでした」と言い、「これから本当に変わってくれたらいいですね」と言ってくれた。

3 検事と裁判所に報告

示談が成立したことを検事と裁判所に連絡した。3日後の月曜に公判を控えた金曜というまさにギリギリのタイミングであった。裁判所には、弁護側の証拠調べを、要旨の告知ではなく、示談経過報告書や上申書など一部については朗読したい旨を申し入れ、許可を得ておいた。

4 いよいよ公判当日

当日は、情状証人になってもらうBさんと、上申書

を書いてくれたCさんが来てくれた。事前に服装について、きちんとしたスーツを着て来てくれるように何度もお願いしていたのに、Bさんはほとんどジャージのような格好にサングラスにマスクという出立ちであったため愕然としたが、Cさんがジャケットを着ていたのを服を取り替えてもらい、サングラスもマスクも外してもらった。

証拠調べでは、証人申請しなかったCさんの上申書を朗読した後、示談経過報告書も朗読した。京都に行つて両親と話をしたことや、最後に両親がAさんに伝えてほしいと言った言葉など、詳細に説明した。裁判官は、急かすこともなく最後まで耳を傾けてくれた。

Bさんの証人尋問では、Aさんが1年半真面目に働いていたことや、専門的な技術も自分で努力して勉強していたこと、Aさんがいないと仕事上も困ること、これからも雇用していきたいこと、今までどおり一緒に住んで監督していくこと、Aさんは弁償金立替えの申出を断つて刑務所に行くと言っていたことなどを証言してもらった。その後、Bさんは、裁判官から仕事の内容についてさらに細かく質問されていたが、想定外の質問にもとても真摯に答えてくれた。

Aさんの被告人質問では、Aさんにとって不利なこともどンドン聞いた。下見をしたこと、店員を騙したこと、いったん在宅になったにもかかわらず逃亡して1年半も経ってから逮捕されたこと。これらは隠しきれない事実であるので、正直に話して理由や経緯を説明してもらった。その上で強調したのは、(1)動機と(2)逃亡していた1年半の生活についてである。(1)と(2)を説明することで、Aさんは変わった、すなわち、再犯のおそれがないということを裁判官にわかってもらうようにした。

(1) 動機

Aさんは、ミュージシャンを目指して友人D君と一緒に上京し同居していたが、D君に騙されて借金をしてしまい、その返済に追われていた。前回の窃盗も、D君への返済のために行つたのであるが、全額返済できなかったことから、罰金刑に処せられたわずか半年後に本件を起こしてしまった。D君は、Aさんが返済できないと、殴る蹴るの暴行を加えたり、肩にたばこの火を押しつけたりしていたが、だんだんエスカレートして、車の運転席のドアにAさんを挟んだま

ま発進させてAさんを引きずり、肘の肉が見えるほどの怪我を負わせたこともあった。Aさんは一刻も早く返済しなければと本件犯行を執行してしまった。これらの経緯をAさんの口から語ってもらい、動機を説明した。その上で、本件犯行で盗んだ金をD君への返済に充て、借金はすべてなくなったこと、今はBさんのもとで住み込みで働いており、給料はまだ安いが生活には困っていないので、もはや窃盗をする理由がなくなったことを説明した。

(2) 逃亡していた1年半の生活について

Aさんは、小学校にもほとんど行かず引きこもりの生活をしてきた。そんなAさんにとって、Bさんは初めて自分の話をきちんと聞いてくれ、心の底から尊敬できる大人だった。Aさんは、Bさんと寝食を共にし、一緒に出勤することで初めてまともな生活習慣が身についたのである。そして、いつか捕まるかもしれないという不安を持つ一方で、逃亡しなければBさんとの生活もなかったのであるから今の自分もない、でも全部罪を償ってからBさんとの生活を始めればよかった、などと日々葛藤していた。

しかし、Bさんと出会って自分は変わったのであるからこの1年半は無駄ではなかったこと、でも自分の罪が消えたわけではないことを理解し、今回こそは本当に刑務所に行ってやり直したいと決意するに至ったのである。これらの変化をAさんに語ってもらい、よくあるうわべだけの「反省しています」、「前とは違います」、「もうしません」という言葉に終始しないように気をつけた。

5 裁判官による補充質問と説諭

裁判官による補充質問(途中から説諭?)が15分以上行われ、すでに傍聴席にいるBさんにも直接質問された。そして、Aさんに対して自分がどれだけ悪質なことをしたのか、夢を追い続けることがどれだけ大変かなどを説明された。

ただ、証拠として提出した、Aさんが書いた仕事の機材の説明書に関しては、「これ、何も見ないで君が書いたんだよね? じゃあ一応ちゃんと仕事やってたんだね」などと一定の評価をしてくれた。

6 弁論・検察官の求刑

弁論では、被告人質問でも強調したように、再犯

のおそれがないことについて、なぜそういえるのかを重点的に説明した。そのため、そもそもの動機やAさん自身の変化、反省の態度、今後の受入れ態勢、両親との和解などについて順に説明していった。また、危険運転致傷罪は異種前科であることや、Aさんがまだ若年であるため可塑性があること、逆に刑務所で悪影響を受ける危険性についても触れた。

検察官の求刑は、懲役1年だった。判決期日は9日後に指定された。

7 いよいよ判決

「主文。被告人を懲役1年に処する。この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予する」。なんと、再度の執行猶予がついた。もちろん保護観察もだが。

Aさんは泣いていた。何度も謝っていた。その後、また裁判官の長い説諭が始まったが、とても印象深いものであった。「実刑でもおかしくなかったんだよ?

なんで執行猶予がついたかわかる? みんなが君のことを思ってくれている。20回も接見して、わざわざ京都にまで行ってくれる弁護士さんいないよ? 検察官だってそうだよ、反対当事者だけれども、君のこと本当に良くしようと思ってくれてる。僕だってそうだよ。家族だってBさんだってCさんだって、みんなが君のことを思っているからなんだよ。君はそれに応えなくちゃいけない。わかる?」Aさんは泣きながらうなずいていた。

その後

裁判所から警察署まで荷物を取りに一緒に歩いた。さっきまでの雨は上がっていた。Aさんは、空が見えることが幸せだと言った。

警察署に着くと、留置係の警察官4、5名が椅子からさっと立って「おめでとー!」と拍手で迎えてくれた。年配の警察官が来て、「たばこ吸いに行くの我慢して待ってたんだよ」と言って笑いながら去って行った。刑事も降りてきて、「もう来ちゃだめだよ」と声をかけてきた。

その後両親やBさんやCさんや親友などに電話をした。被害会社の担当者にも電話であらためて謝罪した。Aさんは何度も電話に頭を下げていた。私はあのお母さんに初めて「ありがとうございました」と言

第1部 刑事弁護の未来を照らす—季刊刑事弁護新人賞全作品

われた。やはり息子が刑務所に行くことを喜ぶ母親はいないと思った。

その後、確定した判決書を持って、抜き打ちでスタジオに行ってみた。Aさんが元気にいきいきと働いていて安心した。さらに数日後、Aさんから、「東京保護観察所」というプレートの写真付きメールが送られてきた。ちゃんと保護観察所にも行っているようだ。

私の国選弁護はこれで終わり、Aさんの人生をずっ

と見守れるわけではないが、Aさんにとってこの先の人生が少しでも幸せなものになればいいなと思った。それと同時に、私もこのような瞬間に立ち会えるのはとても幸せであり、幼い頃からの夢であった刑事弁護にこれからもずっと携わっていきたいとあらためて思った。

(おりと・せいこ)